

○ 行政刷新会議（第1回）配布資料

- 資料1 行政刷新会議の設置について
(平成21年9月18日閣議決定)
- 資料2 行政刷新会議名簿
- 資料3 行政刷新会議運営要領（案）
- 資料4 行政刷新会議の当面の進め方について（案）
- 資料5-1 事業仕分けを含む今回の歳出の見直しの考え方
- 資料5-2 事業見直しの視点
- 資料6-1 ワーキンググループの設置について（案）
- 資料6-2 仕分人の指名及び各ワーキンググループの構成について（案）
- 参考資料1 平成22年度予算編成の方針について
(平成21年9月29日閣議決定)

行政刷新会議の設置について

平成21年9月18日
閣議決定

- 1 国民的な観点から、国の予算、制度その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため、内閣府に行政刷新会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
構成員	内閣総理大臣が指名する者及び有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第4条第2項の規定に基づき、内閣府が行うこととし、内閣府に事務局を設置する。
- 5 会議は、必要に応じ、分科会を置くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

行政刷新会議 名簿

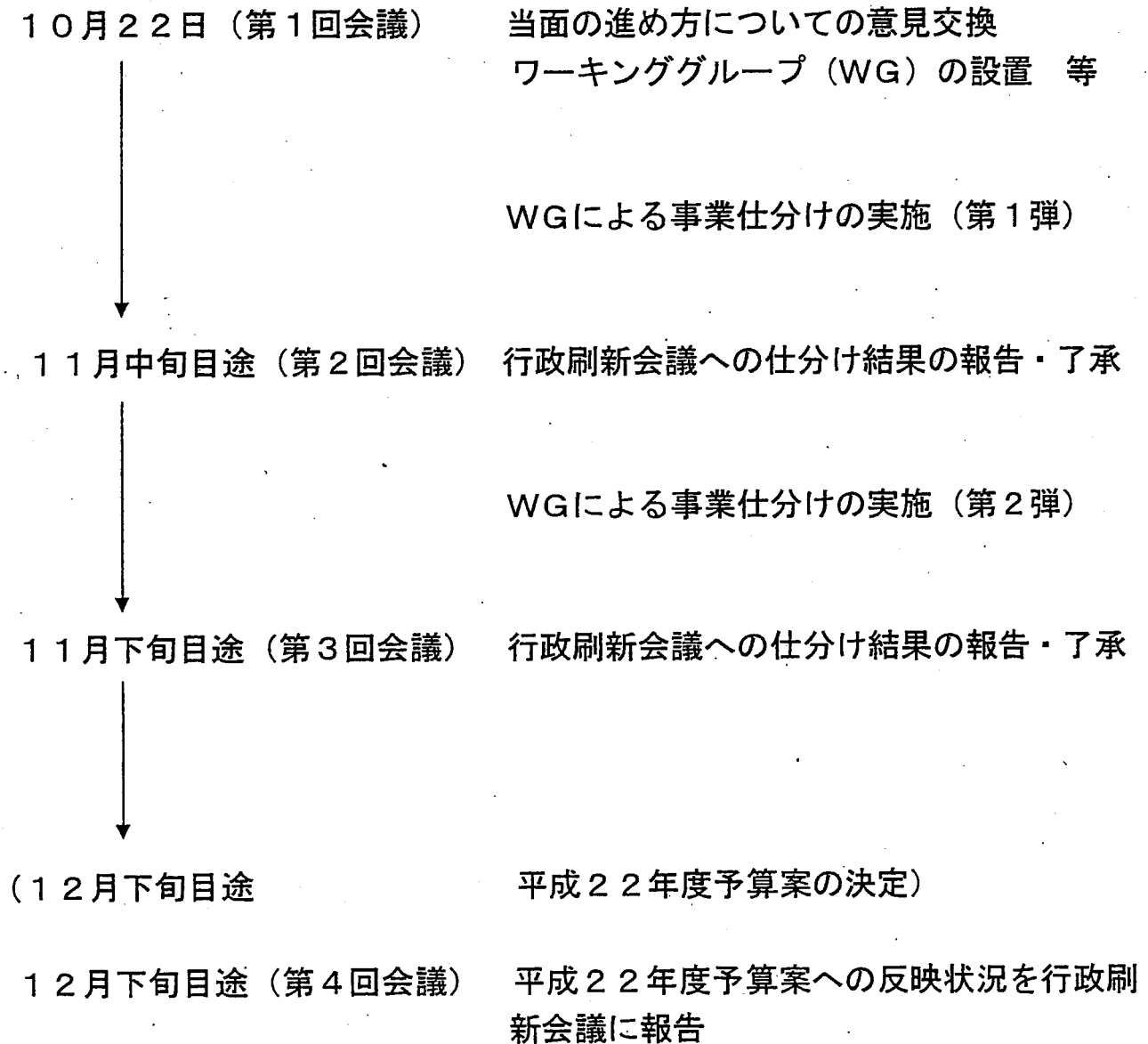
議長	鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	仙谷 由人	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
議員	菅 直人	副総理（国家戦略担当大臣）
	平野 博文	内閣官房長官
	藤井 裕久	財務大臣
	原口 一博	総務大臣
	稲盛 和夫	京セラ株式会社名誉会長
	片山 善博	慶應義塾大学法学部教授
	加藤 秀樹	行政刷新会議事務局長
	草野 忠義	財団法人連合総合生活開発研究所理事長
	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO

行政刷新会議 運営要領（案）

行政刷新会議（以下、「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
2. 会議終了後、副議長又は副議長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明するものとする。
3. 会議の議事要旨及び議事録を公表する。ただし、副議長が特に必要と認めるときは、議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
4. この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で決定する。

行政刷新会議の当面の進め方について（案）



事業仕分けを含む今回の歳出見直しの考え方

1. 既存予算も「そもそも必要か」

従来は、一度計上された予算費目は、翌年以降の要求段階や査定段階で必ずしも十分に吟味されてこなかった。今回は、外部の視点も入れて「そもそも必要か」を議論する。

- 現下の経済情勢で、家計や企業では当然に行われていることを、国についても徹底していく。

2. 予算執行の実態を踏まえる

事業のチェック（事業仕分け）に当たっては、これまでの予算編成で見過ごされがちであった「執行の実態」について極力現場の目線で、最終的に税金がどう使われ、その効果がどうなっているかを検討して、予算の要否を判断する。

それによって、PDCAサイクル（プラン→ドゥ→チェック→アクション）を確立していく。

3. 予算編成の透明性を徹底

以上の議論を公開の場で行うことにより、予算編成において、「何が論点か」、「予算の優先順位はどうなっているのか」などが国民の眼に明らかとなる。

- ① それによって、一部の政治家と官僚の考えや利害によって予算が決められているのではないかとの疑念を払拭し、
- ② 官庁の国民への説明能力や規律を高め、
- ③ 官僚主導・族議員主導と言われる予算編成から、国民主導の予算編成にしていく。

4. 全府省政務三役の一致協力—政治主導の実現

すべての政務三役は、各省の代弁者ではなく内閣の構成員として、財源捻出に徹底して努力し、自省の予算要求の必要性を徹底して精査する。

- ・ 従来 ⇨ 予算は各省庁が「予算の大きさを競うもの」
- ・ 今回 ⇨ 各省政務三役が、国民の目線から「予算の効率化を競うもの」

(注) 次官、官房長をはじめ各省事務方に対しても、こうした政務三役の役割を浸透させる。

5. しがらみを解き放ち、国民みんなの力を結集

以上により、政治主導のもと、民間人の力と、改革意欲のある官僚の力を活用して、これまでの「しがらみ」から予算編成作業を解き放つ。そして国民の力を結集した予算編成作業としていく。

その結果、財源の捻出を図るとともに、政策、制度、組織等について今後の課題を摘出する。

→ 閉塞感を打ち破り、国民のための行政を進めるスタートとする。

事業見直しの視点(案)

平成22年度予算編成においては、聖域なく事業の見直しを行うこととし、根本から歳出の枠組みを刷新する。

その場合、以下のいずれかが乏しい事業について、見直しを行うものとする。

- 事業目的が妥当であるか、財政資金投入の必要性があるか。
- 手段として有効であるか。
- 手段として効率的であるか。
- 限られた財源の中、ほかの事業に比べて緊要であるか。 等

上記を踏まえ、以下に事業の見直しに当たっての横断的視点を示すこととする。

1. 以下のような場合、事業等の全部または一部の廃止を含めた見直しを行う。

◎妥当性・必要性、有効性、効率性

○事業目的の妥当性・財政資金投入の必要性

- 事業目的が既に相当程度達成されたもの
- 事業目的の実現可能性、視認性に乏しいもの
 - ・ 政策評価における目標設定において、アウトカム目標が設定されていないもの、設定しないことに十分な理由がないもの
- 事業目的が公益性に乏しいもの
 - ・ 国民や社会の真のニーズを反映しておらず、国民的理解を得られていないもの
 - ・ 事業の執行実績、利用実績等が低調に推移しているもの、事業実施や事業への参加を阻害する要因が存在しているもの
 - ・ 事業開始後の社会情勢の変化により必要性が低くなったもの
- 当初の目標が一度達成された事業について、さらに高い目標を設定して実施を継続する必要性が低いもの
- 個人や民間で同様の取組を期待できるため、国が直接実施すべき十分な理由がないもの

○手段の有効性

- 目標が達成されていないもの、期待される十分な効果を発揮していないもの

- ・ 政策評価で設定した目標を達成できていないもの
- ・ モデル事業・実証事業について、先進性がないもの、支援終了後の継続可能性が乏しいもの、他地域等への普及が見込めないもの

○手段の効率性

- コストの低い他の手段（貸付、債務保証、規制等）で代替できるもの
- 適切な受益者負担がなされず、国の負担が公益性の範囲内となっていないもの
- 国の負担が少額又は低率であり、事業効果に比して事務コストが過大となっているもの
- 対象が適切な範囲に重点化されていないもの、高所得者や特定の対象者に偏るなどその他の目的に照らして弊害があるもの
- 既存の施策、新規の施策を問わず、自省庁、他省庁で同じ又は類似する事業目的の取組を行っているもの
- 一回限りの支出について、別途何らかの予算措置がなされたもの

◎緊要性

事業に、妥当性・必要性、有効性、効率性が認められたとしても、緊要性が認められるかどうかを厳しく見極める必要

- 他の事業に比して緊要性が劣るもの
- 当該年度に直ちに行う必要性がないもの

2. 以下のような場合、事業の単価設定や実施方法を見直すなど事業等の効率化を図る。

○ 規模、範囲、配分、配置の適切性

- 施設整備、設備配備、人員配置、立地条件等が業務内容等に照らして過大なもの
- 施設・設備の未使用又は使用実績が著しく低いもの
- 既存のストックを有効活用していないもの

○ 単価設定等の適切性

- 市場の実勢、時代の趨勢、金利動向等を踏まえた単価等の見直しが行われていないもの
 - ・ 人件費等の単価が業務の内容や本人の能力等に応じた適切な水準となっていないもの
- 諸外国、民間、地方公共団体等において、より少ないコストで同様の効果が得られてい

るもの

- 外部委託の活用によりコストを縮減できるもの

○ 執行管理の適切性

- 具体的な計画の策定や進捗状況の確認など、適切な事業管理の下に効率的に実施されていないもの
- 年度末執行など、予算消化のための執行が見られるもの
- 予算と執行実績が大きく乖離しているもの

○ 契約の見直し

- 随意契約とする合理的な理由がないもの
- ①仕様等の条件、②入札参加資格、③入札審査項目、④公告期間等が、実質的な入札参加制限や、新規参入者を不当に不利な立場に置くものとなっているもの
- 契約の単位・時期の一括化・集中化、契約期間の長期化等により節減・合理化の余地があるもの
- 競争入札であっても特定の法人が累次受注するなど実質的な競争性が確保されていないもの

○ 人件費の適切性

- 国・地方を通じて、地域の民間給与水準への準拠の徹底、定員純減等を通じ、更なる抑制努力を行うべきもの
- 国・地方の行政機関の職員全体（自衛官、教員や検察官等を含む）等について、賃金・手当等の水準や職員構成等がバランスが取れていないもの

3. 特別会計の見直し

特別会計については、上記1、2の視点に加え、以下の視点に基づき、見直しを行う

- 特別会計の固有の財源等により、不要不急の事業が行われているもの
- 一般会計の事業に比べ、過大な予算計上がなされているもの

4. 独立行政法人・国立大学法人、公益法人向け支出の見直し

独立行政法人・国立大学法人、公益法人向け支出については、上記1、2、3の視点に加え、国家公務員再就職者数に関する情報開示を踏まえつつ、以下の視点に基づき聖域なく見直しを行う。

○ 事務・事業と組織形態の見直し等

- 独立行政法人等で国民にとって真に不可欠とは言えないもの
- 独立行政法人等で民間企業でも実施できる事務・事業にも関わらず業務を独占しているもの
- 不要不急な基金等を有しているもの
- 地方公共団体、民間企業、教育機関、他の独法等が類似の事業を行っているもの

○ 財政支出の見直し

- 事務・事業の重点化が徹底されていないもの
- 自主財源の確保や既存財源の活用が十分でないもの
- 職員数のスリム化や運営費などの支出の節約等、運営の効率化が進んでいないもの
- 国の既存の組織で行える財政支出を独立行政法人、公益法人が行っているもの
- 小規模な独立行政法人等で規模の経済が発揮されていないもの
- 独立行政法人、公益法人からの財政支出のうち随意契約や関連公益法人との契約が多いもの
- 公益法人との随意契約とする合理的な理由がないもの
- 独立行政法人が実施している個別の事業についての評価が行われていないか公表されていないもの

5. その他

- 庁費、施設費、委託費についても、徹底的に見直す。

ワーキンググループの設置について（案）

- 1 行政刷新会議運営要領4に基づき、事業仕分けを実施するため、3つのワーキンググループを設置する。
- 2 行政刷新会議の議長は、評価者を指名し、ワーキンググループに参集を求めることができる。
- 3 ワーキンググループは、原則として、適当と認める方法により、公開とする。
- 4 ワーキンググループにおける配布資料は、原則として、公表する。
- 5 ワーキンググループの議事概要は、公表する。
- 6 以上に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループで決定する。

各ワーキンググループ（WG）の担当府省について

第1WG

担当府省：総務省、財務省、国土交通省、環境省等

第2WG

担当府省：外務省、厚生労働省、経済産業省等

第3WG

担当府省：文部科学省、農林水産省、防衛省等

- ※1 指名された評価者がどのWGに所属するかは議長が指定する。
- ※2 評価の対象となる事業を担当する府省の副大臣又は政務官のうち1名は、評価者としてWGに参加する。
- ※3 行政刷新会議の議員は、WGに評価者として出席することができる。

平成 22 年度予算編成の方針について

〔平成 21 年 9 月 29 日〕
閣 議 決 定

1. 平成 22 年度予算については、年内に編成する。
2. 平成 22 年度の予算編成に当たっては、ムダづかいや不要不急な事業を根絶すること等により、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を実現していくため、以下の方針で臨む。
 - (1) 現行の概算要求基準(「平成 22 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」(平成 21 年 7 月 1 日閣議了解))は廃止する。
 - (2) マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む。以下同じ。)を踏まえた要求の提出は、10 月 15 日までに行うこととする。
 - (3) マニフェストに従い、新規施策を実現するため、全ての予算を組み替え、新たな財源を生み出す。これにより、財政規律を守り、国債マーケットの信認を確保していく。
 - (4) 各大臣は、既存予算についてゼロベースで厳しく優先順位を見直し、できる限り要求段階から積極的な減額を行うこととする。